

質 問 回 答

2017年6月12日

「(案件名) アジア地域環境社会配慮能力強化支援」(公示日 : 2017 年 5 月 31 日 / 公示番号 : 170319) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 4 競争上の条件 (2) 3) 利益相反の排除	「第 4 競争上の条件 (2) 3) 利益相反の排除にある「競争への参加を認めない」例として「各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者」とありますが、今回の業務に関しては、どのようなケースが想定されるでしょうか。 (例えば、対象案件の審査業務を実施したことがある、対象案件の協力準備調査、ESIA 策定支援を実施したことがある、など。)	本件業務の参加について、特段の参加制限は設けません。 【理由】 (1) 本件業務の TOR は JICA が作成したものです。 (2) 業務指示書 別紙【第 2 業務の目的・内容に関する事項】「2. 業務の目的」に示すとおり、本件業務の目的は、ベトナム 14 案件(候補)に対して監理段階の課題に対する具体的な改善策を検討・指示すること、インド 35 案件(候補)に対して実施機関が行うモニタリング業務及び JICA 事務所が行うモニタリング結果の取り付け・確認業務の支援を通じて実施機関のモニタリング実施能力を強化し、インドにおける望ましい環境社会配慮監理のあり方についてまとめることであることから、これら対象案件に関する業務を行った者であっても利益相反とはならないとみなします。
2	同上	インド及びベトナム共に現地再委託により業務の一部を委託することが見込まれておりますが、現地再委託先企業につきましても上記と同様の利益相反の考え方が適用されますでしょうか。	No.1 の回答のとおり、利益相反の考え方は適用しません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
3	別紙 P5、P6	5.(1)4) 及び 5.(2)2) でインド、ベトナム両国においてそれぞれ「必要に応じてモニタリングに係る実施機関向けセミナーを実施する」とあるが、セミナー開催に係る費用は本見積りに含めることでよいか。	本見積りとしてください。
4	別紙 P9	「6. 現地再委託費」で、インドでの現地委再委託費は 825 万円(税抜)を本見積りで計上するとあるが、この現地再委託費には想定される 11.0M/M 分の人件費に加え、再委託先コンサルタントの交通費、日当宿泊等の業務費も含まれていると考えてよいか。	ご指摘の経費は全て含まれます。
5	P.1. 3. 業務の範囲	対象事業にカテゴリ A 案件があります。本業務において「貴機構環境社会配慮助言委員会」の関与は想定しているのでしょうか。	想定しておりません。
6	P.4. 4. (3) 業務工程の柔軟性の確保	「第一次現地業務の結果に基づき、第二次現地業務意向の業務内容・工程の変更(契約変更を含む)があり得る点について留意すること」及びP.1の<対象案件>の項に、「対象案件の及び作業範囲の変更があり得る」とあります。 柔軟な対応をすることは非常に大切と考えておりますが、貴機構や他組織の海外現地業務との調整が厳しくなる(アサインの重複の問題)ことも想定されます。このような理由(計画変更による調整の結果)で、現地派遣時期・渡航回数及び国内作業期間を調整については可能でしょうか。	現地派遣の時期や回数については、現地の状況に応じて柔軟に対応する必要があり、業務指示書に基づく要員計画であっても、業務開始後に再調整をお願いする可能性がある点を予めご理解願います。その上で、他の業務との関係で要員計画の修正提案に応じていただくことが困難な場合は、ご相談に応じます。また、業務指示書第3 2.(2)に記載のとおり、業務従事者の数は必要最小限とし、インド、ベトナムで、それぞれ一人の業務従事者が本業務期間中を通じて対応いただくことが望ましいと考えております。
7	P.4 4. (4) 現地再委託業務の適切な監理の実施	業務指示書で指定されている各対象案件の現地調査について、仕様書の内容を現地再委託業者が行い、その報告に基づき、提案企業の業務従事者は、貴機構インド事務所(デリ	基本的な内容としては概ねご理解のとおりです。現地再委託を想定している業務内容については、業務指示書第3 6.をご参照ください。その上で、本業務全体として適切

通番号	当該頁項目	質問	回答
		一)及びベトナム事務所(ハノイ)を訪問して、各案件の環境モニタリングの実施状況、課題整理、改善策の協議検討等をするという理解でよろしいでしょうか。	な業務計画をご提示願います。
8	同上	各対象案件の実施機関を提案企業が訪問することを前提とした場合、訪問に係る旅費等を見積もる必要がありますが、業務指示書の記載から対象案件が変わる可能性も想定されるため、旅程等を考えるのはプロポーザル時点では非常に困難と考えられます。この場合、各国の国内旅費の見積もり方についてお考え方等あるようでしたらご教示願います。	現地での長距離移動を伴う業務については、原則として再委託先のコンサルタントが実施するという考え方です。ただし、インドで予定している実施機関を対象としたセミナーについては、現地業務期間中に、デリーに加えて主要地方都市3か所での開催を想定したセミナー開催費用及び旅費の計上をお願いいたします。また、地方都市で開催されるセミナーでの説明に加えて、当該都市域の実施機関を対象としたヒアリングを想定した業務計画を作成いただくようお願いいたします。
9	同上	環境モニタリングの進捗や実情により、現地で必要に応じ、提案企業が実施機関を(現地再委託とは別に)訪問するという変更も想定されますが、その際には、契約変更等の対応となるという理解でよろしいでしょうか。	上記8で回答しました想定を超えた実施機関の訪問が必要となる場合は、契約変更等の対応をさせていただきたく予定です。
10	同上	「インドの現地再委託先については、世界銀行インド事務所で類似業務を行っているコンサルタントリスト(業務開始示に審査部から提示予定)の中から、複数者を選定し契約を行うこと。」とあります。 「複数者」は個人コンサルタントを意味しているのか、あるいは「複数社」の意味で、インドのコンサルタント会社(法人)を意味しているのでしょうか。個人コンサルタントの場合と法人コンサルタントの場合で、監理の方法が違ってきますので、ご教示願います。	個人コンサルタントを想定しています。

通番号	当該頁項目	質問	回答
11	同上	<p>「第 1 次調査期間までに対象案件数の見直しやモニタリング実施支援内容の具体的検討を行った結果、調査項目の測定に係る直接経費や業務にかかる人月の追加が必要となった場合には、JICA と本業務従事者の間で協議し、必要があれば契約変更にて対応する。」とあります。</p> <p>「調査項目の測定」とは機材(積分型騒音計、エアサンプラー、ピエゾバランス等)を持ち込み現地で実測をする、現地ラボで分析(BOD5 や Fecal Coliform 等)をすると理解されます。状況にもよりますが、実測については別途再委託が可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
12	同上	インドの再委託先は、世界銀行インド事務所で類似業務を行っているコンサルタントリスト(業務開始時に審査部から提示予定)からの選定に限定される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、業務開始後にやむを得ない事情によりリストに記載されていないコンサルタント(個人または会社)を選定する必要がある場合には、審査部やインド事務所と協議の上、お認めする可能性があります。
13	P.8. 2. 業務量の目途と業務従事者の構成	<p>(1)「業務量の目途約 8.95 人月(インド:6.52 人月程度、ベトナム 2.43 人月程度を想定)」、(2)「M/M を超えない範囲で、他の必要と考えられる担当分野等の追加等も含め、適切な業務従事者の配置をプロポーザルに提案すること。業務従事者人数は必要最小限とし、一人の業務従事者が可能な限り長時間派遣されることが望ましい」とあります。</p> <p>提案する業務従事予定者をインド担当、ベトナム担当と振り分ける必要は必ずしもなく、業務従事予定者が両国の案件を担当する、あるいは 1 カ国を副数名が担当することは可能でしょうか。</p>	可能ですが、インド、ベトナムで、それぞれ一人の業務従事者が本業務期間中を通じて対応いただくことが望ましいと考えております。

以上